令和7年度（2025年度）

第1回留萌地域いじめ問題等対策連絡協議会
～　開　催　報　告　～

事務局：留萌教育局教育支援課

本協議会は、いじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題の解決に向け、協議等を通じて、学校、家庭、地域が一体となった取組の充実に資することを目的に、年２回、開催しています。

今年度の第１回協議会は、７月７日（月）に開催し、学校や教育委員会、地域で幼児児童生徒の健全育成に関わっている団体の方々に参集いただき、幼児児童生徒の生徒指導上の諸課題について協議し、今年度、各学校（園）、関係機関で重点的に取組むべきことをとりまとめましたので、お知らせします。

【協議題１】

いじめや自殺、不登校の早期発見・早期対応及び安心して過ごせる学校となるための教育相談体制及び関係機関との連携の充実について

～協議の主な内容～

（いじめや自殺、不登校の早期発見・早期対応のために）

- 家庭との連携を充実するために、いじめ防止対策基本法に基づく方針や学校の取組について、保護者へも周知すること。
- アンケート等をもとに教育相談を実施する際は、幼児児童生徒の気持ちを受け止め、良いところを伝え、自己有用感を高めるように支援し、教職員間で情報共有して対応にあたること。
- 校内の支援体制の充実に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、専門的かつ継続的な支援体制の構築が重要であること。
- 職員研修などで、幼児児童生徒の理解と対応について専門的な知識を深めていく必要があること。

（安心して過ごせる学校となるために）

- 卒園・卒業に向けて、進学を機とした不登校を防止するために、上級学校に寄せた環境で生活を体験する取組や、学校間連携が大切であること。
- 地域行事やボランティア活動などをとおして、社会との繋がりを実感すること。
- 幼児児童生徒同士の対話を大切にし、互いの気持ちをわかり合い、納得できる環境をつくること。
- 教職員が幼児児童生徒に寄り添い、信頼関係を構築すること。

【各学校等で今年度重点的に取り組むべきこと】

○　教育相談体制を一層充実させ、保護者及び関係機関と情報を共有し、いじめの早期発見、早期対応にむけた取組を推進してください。

○　いじめ、不登校の防止に向け、安心して過ごせる居場所づくりのため、幼小連携や学校間連携、幼児児童生徒の諸課題に対する積極的な取組を進めてください。

【協議題２】

関係機関による効果的な学校支援の充実について

～協議の主な内容～

（学校支援の充実について）

- 保護者として、積極的に学校行事などに参加するとともに、幼児児童生徒との対話を大切にし、小さな変化でも教職員と情報共有し、保護者間での情報交換を充実させることが重要と感じること。
- 企業として、幼児児童生徒のいじめや不登校に悩んでいる従業員に対しては、勤務時間の変更、有給休暇の取り方等をサポートするとともに、日常から従業員に対して支援する姿勢を示すこと。
- 幼児児童生徒が相談できる窓口として、学校だけでなく、地域の相談窓口やSOSミニレター、ほっかいどうこどもライン相談、電話、メールなど様々な選択肢を活用することが重要であること。
- ヤングケアラーや性に係る悩み、発達の特性など、不登校やいじめの背景となり得る要因については、関係機関による支援体制を利用した対応が可能であること。
- 犯罪に該当、または犯罪に発展する可能性のある事案については、学校と関係機関、警察が連携協力して対応していくことが重要であること。そのためにも、平時から相談しやすい関係をつくること。
- 人権教室や人権作文等を利用するなど人権教育を充実させ、いじめや不登校の未然防止を図ること。

～協議を経て～

- 教職員が幼児児童生徒の困り感や不安感に寄り添い、教職員や学校関係者、地域の関係機関で連携して情報を共有し、サポートができる体制をつくること。
- 学校と保護者が顔を合わせて幼児児童生徒の話題について話せる場を大切にして、学校と保護者の意識を共有し、不登校やいじめについての未然防止・早期発見に繋げていくこと。
- 不登校やいじめについては、学校だけでは解決できない難しい問題があることから、幼児児童生徒や保護者の思いを多くの関係機関と情報共有し、課題に向き合える組織体制を充実させていくこと。

【各学校等で今年度重点的に取り組むべきこと】

○　幼児児童生徒の小さなSOSを見逃さないために、学校、保護者、関係機関の日常的な連携を推進してください。

○　幼児児童生徒理解に基づいた、関係機関と連携した的確な対応ができる重層的な支援体制の構築を推進してください。

～学校関係者の皆様へ～

○　各学校は、【各学校等で今年度重点的に取り組むべきこと】に記載の項目について取組を推進してください。

○　12月を目途に、事務局から各学校に対し、取組の有無や状況などを把握する予定です。

○　把握した内容は、第2回協議会（令和8年2月予定）に提示し、成果と課題などを協議します。